

大口町告示第40号

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「で事前に大口町住宅改修指導事業実施要綱（平成12年大口町告示54号）に基づく助言や指導を受けたもの」を削り、同条第3号中「大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）」を「法」に、「介護保険住宅改修費」を「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費、大口町介護住宅改修費助成費及び大口町在宅生活支援助成費受領委任払いに関する取扱事業者登録要綱（令和2年大口町告示第36号）第3条の規定により登録を受けた事業者が改修を実施した場合は、委任状（様式第7）を添付することにより、助成金の受領を委任することができるものとする。

第10条第2項中「様式第7」を「様式第8」に改める。

様式第7中「の（全部・一部）」を削り、同様式を様式第8とし、様式第6の次に次の1様式を加える。

様式第7（第9条関係）

委 任 状

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名 ⑩

電 話

大口町介護住宅改修費助成金の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。

記

大口町受領委任払い取扱事業者番号	
所在地	
事業所の名称	
代表者氏名	

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。